

仕様書 （案）

1 件 名

令和 8 年度名古屋市市政広報テレビ番組制作及び放送業務委託

2 趣 旨

全市民に対して名古屋市の市政情報（施設やイベント、施策や取り組み等）を分かりやすく発信することで、より詳しい情報にアクセスするためのきっかけを作るとともに、幅広い視聴者層に向けて市政情報を届けることで市政への関心をより一層高め、市政への参画や行動変容を促すことを目的とする。

3 委託内容

名古屋市の市政情報を周知するため、若年層から高齢者層まで全世代をターゲットとした広報テレビ番組または番組内コーナー（以下「番組」と言う。）を制作し、名古屋市全域で視聴可能な地上デジタルテレビ放送での放送業務を委託するもの。

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

5 放送媒体

地上デジタルテレビ放送

6 放送期間・回数

（１）放送期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

（２）回数 月 1 回以上、年 1 2 回以上。ただし、放送枠は固定すること。

（例：毎月第 2 日曜日 1 7 時、毎週日曜日 1 7 時 など）

7 放送時間

実質放送時間 1 回あたり 2 分 3 0 秒以上。ただし、実質放送時間 2 5 分以上の放送回を 1 回以上設定し、年間の合計実質放送時間が再放送を除き 1 5 0 分以上となるようにすること。

8 放送予定日

年間分の放送予定日を事前に提案し、契約時に名古屋市の承諾を得ること。

9 テーマ

発信するテーマは、名古屋市が提示した施策をテーマとして取り上げることを前提とし、受託者と協議の上決定する。

※参考に今年度のテーマを以下に例示する。

テーマ例)

高齢者支援、子育て支援、多文化共生、消防（救急車の適正利用、時期ごとの啓発など）、上下水道のはたらき、名古屋城の魅力、東山動植物園、地震や台風への備え、学校での新しい取り組み、市内周遊企画、ごみ問題（分別、食品ロス削減など）、教育施設（美術館、科学館） など。

1 0 制作についての注意点

- (1) 台本及び撮影スケジュールの作成に際しては、名古屋市が提示するテーマ・要望・企画書に基づいて受託者が制作し、名古屋市の承認を受けること。
- (2) 必要に応じ、番組の趣旨に照らして適当と考えられるリポーター、ゲスト等を起用すること。（二次利用するための許可交渉業務を含む。）ただし、事前に名古屋市の承認を得ること。
- (3) 人権や、男女平等参画の観点について十分に配慮すること。
- (4) 聴覚障害者へ配慮した字幕放送を行うこと。
- (5) ロケーション撮影日は、原則、開庁時間内で行うこととし、事前に受託者と名古屋市で協議して決定すること。なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日についても、撮影が可能な体制とすること。
- (6) ロケーションハンティング、ロケーション撮影、テロップ等の挿入及び、ナレーション収録は受託者の責任で行うこと。
- (7) 企画内容により名古屋市が管理する施設などでの撮影が困難な場合、受託者にてスタジオなどを提供すること。また撮影に必要な備品を用意すること。
(例:家庭でのごみ分別、食中毒・熱中症予防などがテーマの際のハウススタジオ・食材・ごみなど)
- (8) 放送前に内容について名古屋市の確認を得ること。確認方法は名古屋市役所にて試写(プレビュー)等を行うこととする。また、試写等の結果により、再編集等を行うこと。
- (9) やむを得ない事情により、当初契約時または事前の打ち合わせで決定した放送日時と異なる放送日時で放送する場合や、当初契約時または事前の打ち合わせで決定した出演者と異なる出演者を起用する場合は、事前に名古屋市と協議し、承諾を受けること。なお、これらの場合、変更内容について事前に番組ホームページやSNS等で周知を図ること。
- (10) 「名古屋市」のクレジットを市章とともに表示させること。

1 1 追加提案について

- (1) 本番組の認知度向上のため、インターネットやSNS、データ放送を活用した広告など、本番組を効果的に広告・宣伝する方法があれば提案すること。
- (2) 追加提案についても「1 0 制作についての注意点」に留意すること。

1 2 権利の帰属及び権利処理

- (1) 本番組及び本番組のために収録された音声、映像素材及び下記13に規定する納入物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定された各権利を含む。）は受託者に帰属し、委託者は受託者が許諾した範囲及び期間でのみ使用できるものとする。
- (2) 映像に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及び監督、脚本、出演者、カメラマン、アートディレクター、技術監督、実演家、レコード製作者その他本番組全編と短編映像の制作に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行うこと。
- (3) 前項に関し、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

1 3 利用許諾範囲について

- (1) 受託者は上記12(1)の規定にかかわらず、本番組の二次利用について、名古屋市施設（市役所・区役所・支所等）内及び名古屋市の主催するイベント、名古屋市公式ウェブサイトや名古屋市公式SNSにおいて無償で放送後1年間の公開利用を承認すること。その際、放送後1年を超えての利用が可能であれば、条件とともに提案すること。
- (2) 本番組の二次利用について、名古屋市の主催するイベント等以外でも、名古屋市の関連団体での利用が可能であれば、条件とともに提案すること。
- (3) その他、本番組について、インターネット、ケーブルテレビ等、二次利用が可能な媒体があれば提案すること。

1 4 納品について

- (1) 本番組について、放送した番組を録画したものを名古屋市が別途指定する動画形式で納品すること。納品期限については名古屋市と受託者で別途協議の上、定めること。また、出演者、ゲスト、楽曲等について別途権利処理を行い、上記13で認めた利用許諾範囲に関し、名古屋市等が使用する際に支障のない状態で納品すること。
- (2) 番組の放送後2週間以内に同番組の番組平均世帯視聴率、前四週平均世帯視聴率、終了時世帯視聴率、前四週終了時世帯視聴率及び番組視聴占拠率、並びに前後の番組の番組名、番組平均世帯視聴率、前四週終了時平均世帯視聴率及び番組視聴占拠率を文書で報告すること。
- (3) 本番組の視聴に関すること及び上記11の提案に関することについて、広報効果が測定できるものがあれば、名古屋市と協議の上、期日を定めて文書で報告すること。

1 5 その他

- (1) 視聴者から番組に寄せられた意見や感想などを取りまとめ適時名古屋市へ文書で報告すること。
- (2) 地震など重大な災害が発生し、または発生が見込まれ、名古屋市が必要と判断した場合、名古屋市広報番組の通常放送を中断し、災害警戒情報を放送すること。
- (3) 地震・災害等の緊急特別番組放送のため、当初予定されていた日時に急遽番組が放送できなくなった場合には、予定番組放送中止の旨の表示をテロップ等で視聴者に伝えけるとともに、通常の放送再開日時について名古屋市と協議の上、すみやかに決めること。
- (4) 妨害又は不当請求に対する届出義務
 - ア 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、名古屋市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
 - イ 受託者がアに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (5) 受託者は、この契約による事務を処理するに当たり、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項や社会情勢の変化等により本仕様書の内容に変更が必要となった場合については、その都度、名古屋市と受託者で協議の上、速やかに対処すること。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

（特定個人情報に関する特則）

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

（電子情報の消去に関する特則）

第 14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。